

三浦市南下浦町上宮田

須原武久氏所蔵文書

古文書

| 番号 | 資料名 | 年代 | 差出人・請取人 | 形態 | 数量 |
|----|--|------------|--|----|----|
| 1 | 寛政九巳年閏七月 差上申御請證文連判帳 神奈川廻船問屋 | 寛政 9.閏. 7 | 武蔵国神奈川廻船・浦賀御奉行所 問屋紀伊国屋治郎 右衛門 外 9 | 冊 | 1 |
| 2 | 乍恐口上書を以御訴詔申上ケ候 稲葉美濃守上ケ知相州上宮田村浦々の網運上金について近年は網獵一円これなく損金仕つるため壺ケ年金三拾壺両上納のところ運上金を金拾五両に減額して欲しい旨訴え | 天和 4. 1 | 紀州栖原村 ・(欠損) 網主 三郎右衛門外 3 | 状 | 1 |
| 3 | 売渡申田地手形之事(下田三反三畝拾八歩所は木間水源一町金拾六両にて売渡す、拾六両返金の際は田地を元の通りお返し下さい。) | 元禄13.12. 8 | 上宮田村 ・同村 庄兵衛外 1 仁左衛門 | 〃 | 1 |
| 4 | 売渡申讓證文事 山一ヶ所 所は長作也 新金三分にて 裏に宝暦五年いノ三月 山主 太兵衛、請人 戸左衛門の署名がある | 享保 8.11. 7 | 同村 山主 ・上宮田村 藤右衛門外 6 太兵衛 | 〃 | 1 |
| 5 | 譲り売渡し申畑手形之事 上畑壺反四畝歩 此石高九斗八升目所、此間山也 地代金拾貳両 | 元文 3.10 | 上宮田村 ・芦内 又兵衛外 3 仁左衛門 | 〃 | 1 |
| 6 | 屋敷境取替證文之事 (自今以後出入のないように取替す) | 延享 2.12 | 上宮田村 ・仁左衛門 六郎左衛門 外 5 人組 4 | 〃 | 1 |
| 7 | 相定申手形之事(元禄拾三年に木間水源下田 三反三畝拾八歩を貴殿に渡したが請戻し不可能のためさらに金貳両請取り永代貴殿に相渡す。) | 〃 5. 3 | 上宮田村 ・同村 仁左衛門 庄兵衛外 2 | 〃 | 1 |
| 8 | 手形之事(下田八畝拾貳歩 所は木間水源 右田地質物に入れ置く) | 〃 5. 6 | 上宮田村 ・仁左衛門 庄兵衛外 1 | 〃 | 1 |
| 9 | 相定申田讓手形之事(下田三反三畝拾八歩之内 下田壺反四畝三歩は木間水源 分米壺石壺斗貳升八合 金拾六両にて永く貴寺へ譲る)名主 察右衛門、惣左衛門 | 寛延 2. 3 | 上宮田村 地主 ・同村 光信寺 栖原仁左衛門 外 8 | 〃 | 1 |
| 10 | 相定申田讓手形之事(所、石作の内、上田、中田、下田、石高壺石三斗七升五合八夕 代金 貳拾壺両三分) | 〃 3. 2 | 上宮田村 ・仁左衛門 兵左衛門外 2 | 〃 | 1 |
| 11 | 相讓申畑手形之事(下々畑四畝拾歩所はふじ原、代金 壺両壺分、此分米壺斗三升) | 宝暦 5. 3 | 上宮田村 ・仁左衛門 太兵衛外 3 | 〃 | 1 |

古文書

| 番号 | 資料名 | 年代 | 差出人・請取人 | 形態 | 数量 | |
|----|--|------------|----------------------|---------------------|----|---|
| 12 | 譲證文之事 先の仁衛門跡式屋敷、諸道具等全て譲り受ける | 宝暦 6.11 | 紀州栖原村 長沢村居住理右衛門外1 | ・上宮田村 仁左衛門 | 状 | 1 |
| 13 | 相定申地引證文之事 地引網壺状外を合せ金八両三分にて譲る | 明和 2. 9 | 上宮田村 今井勘三郎 外 7 | ・同村 今井仁左衛門 | 〃 | 1 |
| 14 | 譲渡申田地手形之事（下田、七畝式七歩この分米六斗三升式合、所は木ノ間金六両式分） | 文化15. 2 | 上宮田村 源太郎外 2 | ・同村 久兵衛 | 〃 | 1 |
| 15 | 乍恐口上書を以申上候 （上宮田村運上場の入札の件について） | （欠） | 上宮田村 | ・（欠損） | 〃 | 1 |
| 16 | 譲渡申畑手形之事 下畑壺畝、所は屋敷続き 金四両式朱 | 明治 4.12 | 上宮田村 新倉八十八外 3 | ・同村 須原久兵衛 | 〃 | 1 |
| 17 | 神奈川県指令の内第三十五号 上宮田字芝原森林の開墾許可書 | 〃 34. 2.13 | 神奈川県知事 周布公平 | ・上宮田1189番地 須原久兵衛 | 〃 | 1 |